

議 事 録

会 議 名	令和 7 年度 第 2 回 掛川市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和 7 年 12 月 25 日（木） 午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分	開催場所	掛川市役所 5 階 市議会 全員協議会室
出 席 者	委 員：13 人（山田委員欠席） 事務局：久保田市長、原田健康福祉部長 国保年金課 鈴木課長、大久保係長、山田主任 健康づくり推進課 中山係長、服部係長 納 税 課 岡田課長		
	開 会		
鈴木課長 （司会）	定刻になりましたので、ただいまから令和 7 年度第 2 回掛川市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 会議に先立ちまして互礼を行います。ご起立願います。 ＝ 相互に礼 ＝ ありがとうございました。 改めまして、こんにちは。 本日は大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。 私は本日の進行を務めさせていただきます、国保年金課長の鈴木英雄と申します。よろしくお願いいたします。 会の進行は、着席にて行わせていただきます。 本日の会議につきましては、お手元の運営協議会次第に沿って進めさせていただきます、時間は概ね 4 時半までの 1 時間を予定しております。 なお、本会は傍聴規定を定めており、本日は事務局の後ろの席で傍聴していますので、ご承知おきください。 委員の皆様については、会議資料 2 ページの協議会委員名簿でご確認下さい。本年 6 月から令和 10 年 5 月までが任期となります。 続きまして定足数ですが、 本日は、山田委員から、所用により欠席される旨の連絡をいただいておりますが、掛川市国民健康保険運営協議会規則第 5 条の規定により、過半数の委員の出席がございましたので、協議会を開催させていただきます。 なお、市の出席者については、資料 3 ページの席次表によりご確認をお願いいたします。 それでは、議事に入る前に、会長よりごあいさつをいただきたいと思います。藤原会長よろしくお願いいたします。		
藤原会長	皆様、こんにちは。 今年度から会長を務めさせていただいている市議会議長の藤原正光でございます。 国保運営協議会の開会にあたり、ご挨拶申し上げます。 国民健康保険は、我が国が世界に誇れる国民の生活、健康を守る社会保障制度の根幹をなすものです。 しかしながら、被用者保険と比べて、①年齢層が高い、②医療費水準が高い、③所得水準が低い、④所得に占める保険料負担が重い、⑤保険料収納率が低い という構造的な問題を抱えており、これらの問題を打開するために、平成 30 年度から県を共同保険者とした広域化がスタートしました。		

	新しい広域化制度は「更なる相互扶助の仕組みによる財政運営の安定化」及び「県内統一の保険税の算定方法による被保険者の不公平感の解消」により国保制度を安定的に運営していくことが目的であります。 掛川市としましてもこの広域化制度への移行にしっかり対応していかなければなりません。 前回の第1回運営協議会では、掛川市の国保運営が大変苦しい状況であるとの説明がありました。 さらに、これまで国保税額を大きく抑制してきた県基金の残高が減少してきたため、基金充当の方針が変更となるということも聞きました。 来年度からは、子ども子育て支援金が段階的に加算されますが、このほかにも均等割が半額になる対象年齢が就学前のこどもから18歳までに拡大することを厚生労働省が検討しているというニュースを聞きました。 これが施行されれば、国保運営の負担が増加することが見込まれます。 今後、現状や未来を見据えた国民健康保険の制度改革は続いていくと考えられます。掛川市としてもこの制度改革に対応し、掛川市国民健康保険制度を持続可能なものとしていかなければなりません。 本日の協議会では、来年度の国保税賦課算定方針の諮問事項について皆様と意見交換し、諮問に対する意見をまとめることとなります。 皆様のご協力のもと、円滑に会議を進めてまいりたいと存じますので、御協力の程よろしくお願いいたします。 以上、私からのご挨拶とさせていただきます。
鈴木課長 (司会)	ありがとうございました。 続きまして保険者を代表し、市長よりごあいさつ申し上げます。久保田市長お願いします。
久保田市長	皆様改めまして、こんにちは。本日は12月25日ということでありまして明日が、市役所の方では仕事を納めということで、そういった会社等もすごく多いというふうに思っていますが、年末のこの差し迫ったときにですね、国保運営協議会にご参集を賜り、また日頃から大変なご理解とご協力をいただいておりますことに対しまして、この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。 ありがとうございます。 国保の状況なんですけれども、非常に今会長からお話があった通りですね厳しいという。 これまで掛川市は極力、被保険者の負担を抑えるという方針で、やってきたという経緯、経過があるわけでございます。しかしながら、なかなかもうこれも、限界になってきているというぐらいで、後ほど詳しい説明あるでしょうけど、医療費の高騰があったり、さまざまなことで本当に苦しい状況になってきております。 それに加えてということになるのですが、私ども、県の支援金ということものを今年度までいただいております。そちらの方が来年度から、なくなるということになることでありまして、この方針変更についても、私どもとしては、困るということで、県内の市長会、市長が集まる会っていうのがあるんですけども、そういった場等を通じて、県の方に要望をだしてきたんですけども、しかしながらそれも届かず、なかなか県の基金による補填がないということで、これはちょっと2年前には、想像していなかった事柄になるわけでございますけれども、そういったこともあってですね、本当に国保の基金も底をつきそうということでもありますし、今後の安定運営には、なかなか厳しい状況という

	ことになっているところでございます。 そういった中で今回、国保税の賦課算定方針案を、諮問事項とさせていただいて、本日の協議事項になっているということでございます。国保税の改定というふうなことでお示しをさせていただいています。 大変市民負担が増えるので心苦しいものではあります、何卒ご事情をご賢察の上ですね、どうか忌憚のないご意見をいただき、ご協議していただければなというふうに思っております。 本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。
鈴木課長 (司会)	ありがとうございました。 それでは議事に入らせていただきます。 議事進行につきましては藤原会長からお願いいたします。
	議 事
藤原会長	それでは規定によりまして、議長を務めさせていただきます。 円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。 それでは議事に入ります。 報告事項１、令和７年度掛川市国民健康保険特別会計の執行状況について、報告事項２、国民健康保険税賦課限度額の引き上げについてを一括して事務局から説明をお願いいたします。
事務局 大久保 係長	国保年金係長の久保と申します。着座にて説明をさせていただきます。 令和７年度国民健康保険特別会計の執行状況につきましては、４ページをご覧ください。 この資料は、令和７年度２月補正予算（案）の概略になります。 ページ中央より左側に歳入、右側に歳出となっています。 この内容は、現在予算査定中のため、未確定のものであり、変更の可能性がありますことをご承知おきいただきたいと思います。 表の左側、歳入の保険税収入から御覧ください。 国民健康保険税収入につきましては、２,０６３万円程度の減額を見込んでいます。これは、物価高騰による収納率の減少を見込んでいます。 これにより決算見込みは、２１億６,５７５万６千円となりました。 中段あたりにあります、３の県支出金は、歳出２の保険給付費の減額により普通交付金が減額となりました。 ５の１一般会計繰入金５,６１９万９千円、増額の主な内容は国民健康保険税の軽減分を補填する、基盤安定分の増額により、補正するものです。 ６の繰越金は、令和６年度会計からの繰越金を実績に合わせて増額したものです。 ７の諸収入の増額の主なものは、交通事故などの第三者行為による納付金の増額になります。 ８の国庫支出金は、子ども・子育て支援制度に伴うシステム改修費等の補助金になります。 以上が歳入でございます。 次に資料右側の歳出の主な項目について説明させていただきます。 ２の保険給付費は、保険費用額から被保険者の自己負担２割～３割分を除いた、保険者掛川市が支出する費用となりますので、保険給付費は７割～８割分を計上しています。 保険給付費の１ 一般被保険者の主な増額理由としましては、療養費の増加、高額療養

	費の減額によるものであります。医療技術の高度化による医療費の高額化によるもの及び、令和3年8月から開始しております高額療養費の申請の簡素化の影響だと考えます。 3の国民健康保険事業納付金の減額は、県から確定額が示されたことによる減額です。 6の基金積立金は、法定外繰入金、前年度繰越金の一部預金利息を含め、2億1,070万9千円を国民健康保険事業基金に積み立てます。 8の諸支出金は、第三者納付金の返還金と保険給付費の返還金等により増額となるものです。 これらにより、補正後の歳入歳出総額は、118億3,440万7千円となり、当初予算と比較しますと1億9,948万2千円の増額となります。 なお、2月議会にて補正予算の審議がされますので、ご説明した内容は、補正予算要求段階であることを申し添えます。 続きまして、報告事項2 「国民健康保険税賦課限度額の引き上げ」について説明いたします。 5ページをご覧ください。 国民健康保険税賦課限度額について、現行、医療分、後期高齢者支援分、介護分を合わせて106万円が109万円となるものです。そのうち、医療分の基礎課税額と後期高齢者支援賦課額の合計が89万円から92万円となります。 なお、今回の3万円の「上限引上げ」による影響額は、現時点での試算で、概ね450万円程度の国民健康保険税の増額が見込まれます。 7ページに参考資料として、国民健康保険税 軽減判定基準の推移を掲載していますが、月曜日に示された、令和8年度の税制改正大綱によりますと、5割軽減に使われています30万5千円を31万円に、2割軽減に使われています56万円を57万円に変更される予定となっています。 私からの説明は、以上のとなります。
藤原会長	ありがとうございました。 ただいま、事務局から説明あった内容についてご意見そしてご質問等ありましたら、挙手にてお願いしたいと思います。いかがでしょうか？ はい、それでは富永委員、お願いいたします。
富永委員	富永といいます。3年間委員を務めさせていただいています。 ずっと見ていて気になる点がありますので伺います。この予算は当初予算でその他繰入れが2億1,000万円あって、それを積立金に積み立てている。その他繰入れというのは法定外繰入れだと思うのですが、基金に積立金に入れるので使える幅が自由になると思うのですが赤字繰入れの解消というか。赤字繰入れとの違いは何ですかね。取扱いとかほかの市町とかの違いはあるのでしょうか。
鈴木課長	法定外繰入れは基金に積み立てをすることになっているのですが、基金に積み立てて翌年すぐ取り崩しており、自転車操業的な状況になっている。
富永委員	これからでてくる、法定外繰入れの減額につながっていくのでしょうか。
藤原会長	赤字繰入れになっていないかの質問はよかったでしょうか。
鈴木課長	現在のところ赤字繰入れにはなっていないということになります。
藤原会長	よろしいですか。 それでは、諮問事項「令和8年度 掛川市国民健康保険税 賦課算定方針（案）について」、事務局から説明をお願いします。
鈴木課長	それでは、本協議会への諮問事項であります「令和8年度掛川市国民健康保険税 賦課算

定方針（案）について」説明させていただきます。

資料は8ページから13ページになります。

今回、諮問させていただく内容は、8ページ最下段の令和8年度の各税率および先ほど説明させていただいた賦課限度額の（案）になります。

9ページをご覧ください。

まず1の国保制度について説明いたします。こちらについては、第1回の運営協議会でも説明いたしましたが、再度確認のため説明させていただきます。

国保制度は、平成27年に成立した法に基づき平成30年度から大きく変更されました。この変更により都道府県が国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担うこととなるとともに静岡県国民健康保険運営方針が策定され、県内のどこに住んでいても同じ所得水準、同じ家族構成であれば同じ保険税とする保険税率の統一（完全統一）を目指し作業が進められているところです。

2の令和7年度の掛川市標準税率と掛川市税率についてです。静岡県は、県全体の保険給付費の総額から医療費水準・所得水準・被保険者数を反映し、各市町が納付金を支払うために必要な標準税率を算定しています。

県に納付する掛川市の令和7年度の納付金は、県単位の基金である国民健康保険財政安定化基金(以下県基金)から約2億5千万円が補填された結果、約30億8千万円となっています。

この納付金を、下記表の標準税率で賦課した保険税で支払わなければなりません、国保には公費である国や県からの交付金及び繰入金等がありますので、これらの財源を加算して支払っています。

しかし、掛川市では標準税率よりも税率を抑えて賦課してきたため財源が不足しており、一般会計からの法定外繰入(2億1千万円)で財源を補填して令和7年度の納付金を支払っている状況です。

下段の令和7年度の標準税率と掛川市税率の比較表を見ていただくと②の掛川市の税率が①の標準税率よりも低く設定されていることがわかると思います。

掛川市では、これまで被保険者の負担を極力減らすという方針で国保を運営してまいりました。過去には10年近く税率を上げない期間もありましたが、令和2年度からは2年に1度の間隔で税率改定を行ってきました。そして、その税率検討においては、基金の取り崩しや一般会計から法定外の繰入金を補填することにより税率改定を極力抑えるという方針で税率改定案を作成してきました。

しかし、こうした措置も限界となってしまう、さらに想定していなかった財源不足が生じる状況にもなってきました。

10ページをご覧ください。

令和8年度の掛川市国保運営状況の推計をしたところ5.9億円の財源不足が生じる見込みとなっています。

その主な要因は次の4つになります。

①としては、1人当たりの診療費の高騰及び法定外繰入額の減額です。こちらについては、2年前の税率改定の時にも想定されていたものですが、法定外繰入については、国が保険税率の統一の障害となるため実施しないよう求めており、早急にやめなければなりません、一度に無くすことは困難であるため、今回の推計では2年前お示ししたとおり9千万円減の1億2千万円の法定外繰入を行うことで考えています。

②以下は、2年前には想定していなかったこととなります。これまで県に支払う納付金は県基金の補填により減額された金額が示され、支払ってきました。しかし、主にこの県基金残高が減少したことで、令和8年度からは、県基金の投入による納付金の減額がない

という県基金の補填方針が変更された結果、2 億 5 千万円の財源不足が発生する見込みとなりました。

③については②にも関連していますが、これまで被保険者負担を抑えるため市の基金を活用してきましたが、その残高がゼロに近い状態になっています。11 ページの5 掛川市国民健康保険事業基金の状況をご覧ください。令和 3 年度の年度末残高は 5 億を超えていますが、令和 5 年度で 4 億円を取り崩したのが大きく響き、その翌年度からは前年度の年度末残高のほぼ全額を繰入して、年度末までに同額まで積立てるという状況となっています。

さらに 10 ページの②の下に県基金は、過去 5 年間の 1 人当たり納付金の平均伸び率になるよう補填されてきましたと記載してあるとおり、これまでは県全体の納付金が急上昇しても県基金が過去 5 年の平均値近くまで押し下げてくれていましたが、今後はこうした効果がなくなることから市の基金を早急に令和 3 年度の 5 億円ほどに回復し、掛川市の国保運営を安定化させなければなりません。このため、令和 8 年度は先ずは 1 億円の市基金の回復を目指したものとなっています。

④についても 2 年前には想定していなかったことです。令和 8 年度から 3 年をかけて子ども子育て支援金が国保税に段階的に加算されることになりました。このことにより令和 8 年度は 7 千万円ほど負担が増える見込みとなっています。

県へ支払う納付金は本来であれば、国保税により支払われるべきですが、国保は国や県からの交付金及び法定繰入金、更に静岡県においては県基金、掛川市においては法定外繰入等により財源が補填されてこれまで納付されてきました。

しかし、県基金や市の法定外繰入による財源の補填については、今後実施できなくなっていくことになります。

こうしたことによる 5.9 億円の不足額を埋めるためには 10 ページ下段に記載した税率にする必要があるため、税率改定案として提示させていただきました。

表の上段が掛川市の現行税率、中段が令和 8 年度の税率(案)、下段が現行税率と改定税率(案)との差です。

今回の税率改定(案)は、所得割の合計を 10.7%から 13.45%に改定するとともに、加入者一人に対しての均等割合計は 4 万 9,200 円を 6 万 4,300 円に、世帯に対しての平等割合計は 2 万 4,000 円を 3 万 1,100 円に改定するものです。

その下に令和 8 年度仮納付金額と記載していますが、納付金の金額については、11 月に仮算定した納付金が県から示され、1 月に本算定した納付金額が示されます。このため、本推計は 11 月に県から提示された仮の納付金額で行っております。

また、子ども子育て支援金は、現時点で制度のすべてが国から示されていないため、暫定率と記載させていただいております。このため、子ども子育て支援分の税率については、今後変更となる場合があります。

11 ページをお願いします。

4 の税率改定(案)による税額への影響ですが、

表の左側は 1 人加入世帯の影響額です。

1 人加入世帯は、2 人世帯であっても 1 人が 75 歳以上の後期高齢者医療で、74 歳以下の方が国民健康保険の場合は、1 人加入世帯になります。

軽減区分が所得無し世帯(7 割軽減世帯)は、軽減判定所得が 43 万円以下の世帯です。改定前年税額 1 万 7,600 円から改定後 2 万 3,800 円となり年額 6,200 円の増額、11 月末時点で約 22%の方が対象となります。

低所得世帯の軽減判定所得が 43 万円超えから 99 万円以下の 5 割・2 割軽減の世帯では、年額 1 万 6,900 円から 2 万 8,800 円の増額となります。

軽減なしの世帯では、所得 100 万円世帯で年額 3 万 3,400 円、所得 300 万円世帯で年額 7 万 6,100 円の増額となります。

表の右側は 2 人加入世帯の影響額です。

所得無し世帯、軽減判定所得が 43 万円以下の 7 割軽減世帯は、年額 10,400 円の増額に、低所得世帯の軽減判定所得が 43 万円超えから 155 万円以下の 5 割・2 割軽減等の世帯では、年額 30,400 円から 51,700 円の増額となります。

軽減なしの世帯では、所得 200 万円世帯で年額 6 万 8,300 円、所得 300 万円世帯で年額 8 万 9,800 円の増額となります。

なお、表の右端に記載していますが、掛川市においては被保険者世帯の約半分の世帯が軽減を受けている状況で、税率改定率の影響は、軽減率が高い世帯の方が小さくなります。また、先ほども説明いたしましたが、昨日、軽減判定基準が変更となるという情報があったため、今後この表は、変更することになる見込みです。

11 ページ下段の 6 ですが、今後、診療報酬の改定や子ども子育て支援金の増額など、国民健康保険税に影響を与える制度改定が多く見込まれることから、国民健康保険税の改定については、その状況を見ながら毎年度検討していきます。

12 ページをお願いします。

こちらは過去 5 年間の保険給付の状況です。

上段にある療養の給付等は保険医療機関で必要な医療を受けた費用や保険薬局で調剤を受けた費用への保険給付になりますが、その中央にある 1 人あたりの前年対比欄をご覧くださいと、令和 6 年度保険者負担額 5.67%増、令和 5 年度が 5.29%増と年により多少ばらつきがありますが、毎年増となっており、保険者である市の負担増が続いていることがわかんと思います。

ちなみに令和 2 年度はコロナによる医療控えがあった年で、その反動で翌年の令和 3 年度は保険者負担が急増しています。

下の欄にある高額療養費欄をご覧くださいと 1 人あたりの保険者負担額が療養の給付費等以上に増額となっている状況です。

こうしたことから国は高額療養費制度の見直しを検討してきて、今日の朝刊で目にされた方も多いと思いますが、来年 8 月から見直される内容が明らかになりました。

13 ページをお願いします。

こちらは近隣市町の状況になりますが、改定の状況は聞き取りにより作成したもので、決定事項ではありませんので「公表不可」の書類とさせていただきます。

また、掛川市は令和 8 年度の改定案の税率を記載していますが、他市の税率は、令和 7 年度のものとなります。

令和 8 年度は子ども子育て支援金の加算が始まりますので、いずれの市も改定する見込みとなっていますが、磐田市と藤枝市は子ども子育て支援のみではない税率改定を検討しているとのことでした。

この市ごとの対応の違いは基金残高によるものです。掛川市と同様に基金残高がない市は 8 年度に向け税率改正を検討しており、基金がある市は、令和 8 年度は基金で対応し、令和 9 年度に向け令和 8 年度で税率改定の検討を行うとのことでした。

県基金の補填がなくなったことで、多くの市が税率改定を行わざるを得ない状況となっています。令和 9 年度は診療報酬改定の影響が見込まれ、子ども子育て支援金加算がさらに増額となりますので、税率改定を行う市が多くなるのではないかと考えられます。

なお、掛川市はいち早く令和 2 年度に資産割を廃止しましたが、磐田市と藤枝市は資産割が残っていて、資産保有に基づく保険税の収入があるため、資産割を廃止した市と比較すると所得率、均等割、平等割は低く抑えられて設定されております。

	以上で諮問 令和8年度 国民健康保険税賦課算定（案）の説明とさせていただきます。
藤原会長	ありがとうございました。 ただ今、事務局から説明があった内容について、ご意見、ご質問などありましたら挙手にてお願いします。 説明の確認でも結構ですので。ご指摘等いただければ。感想でも結構です。何かいただけますか。もう一度確認したいこと、もう一度説明してほしいところでもいいので、なにかございますか。
石川委員	資料の中の保険給付の状況ということで、公表不可ということでしたがその中で、療養の給付等で令和2年度では一人あたりの保険負担額 265,300 円だったのが、令和6年度は 326,187 円と大幅に上がっています。このことについて先ほど説明されていたかもしれませんが、令和7年度についてはまだでていませんが、年々上がっていくということでよろしいでしょうか。
鈴木課長	医療費は年々増加している状況です。今後については、診療報酬の改定の時に話をしましたが、30年ぶりの上げ幅になるということで、年々上がっていく状況になると思います。
藤原会長	そのほか何かありますでしょうか。なにかありますか。掛川市だけが特別ではない。他市では基金がある。県の基金を入れることができないということで非常に影響が大きいという話もありました。法定外繰入れのいつまでも入れるわけにはいかない。という話もありました。ほかなにかありますか。市民の皆様説明をしていかななくてはいけないと思いますし、医療現場からの意見でもいいので。それでは、溝口委員。
溝口委員	先ほどの一人あたり医療費のところですが、働く世代の方が協会けんぽ等の保険に入っているということがあって、年齢層が上がっているということもあって、医療費が上昇しているので、国保を上げざるを得ないということでも説明の一つであるということになると思います。
鈴木課長	昔は、大きな会社だけだったのが今は小さな会社でも社会保険に加入する状況にあるので国保に入って来る人が減る、団塊の世代も後期高齢者へ移行したこともあって被保険者の減少は続いている。
藤原会長	働く世代が国保に加入する人たちが減少して、上げざる負えない状況にあるのではないかとのことですけど、ほか何かありますか。
松浦委員	国保に加入している人たちは、高齢者が多い、若いころは働いていて、そういったときには、医療にかからないということもあった。保険組合同士の均等はないのか。
鈴木課長	そういったものは手元にはないので、調べてみないとわからない。
富永委員	基本的に被用者保険は4割を国保の前期高齢者、後期高齢者に対して負担している。財政的なことが大変になるので負担している。法定外繰入れというところで先ほど話をしましたが、保険料を二重に納付する感じになりますので話をさせていただきました。
松浦委員	それはどこですか。
富永委員	県の交付金のところではないでしょうか。
藤原会長	そのほかなにかありますか。ひとことぐらい発言していただけるとありがたいです。なにかありますか。残り時間もないものですので、よろしければ、なにかございますか。では、石川委員。
石川会長代理	今日の新聞で、療養費が上がってくということで記載されてきたので、今後市民に対してどのように説明していくのか教えてください。
鈴木課長	来年度賦課通知書を発送するときにご理解いただけるようなものを入れていきたい。

藤原会長	ありがとうございます。そのほかいかがですか。よろしいですかね。 今あげていただいた中で言いますと、現状を考えるとやむを得ないない状況であるということでも共通認識をもっていただいたということでもよろしかったでしょうか。 他にご意見、ご質問もないようですので、審議を終了いたします。 それでは、「令和8年度 掛川市国民健康保険税 賦課算定方針（案）について」は、承認することとしてよろしいでしょうか。 「ご異議なし」ということですので、本件については、承認されました。 本諮問につきましては「異議なし」で答申することといたします。 以上で、本日の報告事項、諮問事項の全てを終了しました。 ご審議にご協力いただき、ありがとうございました。これにて議事を終了させていただきます。 これ以降の進行につきましては、事務局よりお願いします。
鈴木課長 （司会）	藤原会長、進行ありがとうございます。 次に、次第の6 その他としまして医療費抑制効果が期待される保健事業について、健康づくり推進課の服部係長及び中山係長から説明させていただきます。
中山係長 服部係長	健康づくり推進課 成人健診係 服部と申します。よろしく申し上げます。着座で失礼します。 14 ページ、令和7年度 保健事業実施状況（国保会計保健事業）から報告させていただきます。 1) 第3期データヘルス計画は、計画に沿って進めている状況です。令和7年12月末実績は表の右側に記載していますのでご覧ください。今後の取組については、3段目にある「受診勧奨判定値を超えている方への受診勧奨」を行います。健診結果に要医療値がある方には、医療機関を受診後に受診のおすすめを提出いただき受診結果を確認しています。その「受診のおすすめ」の返却がない方のうち、血圧値・血糖値で要医療値にある方に絞り込み、医療機関の受診を再度お勧めする通知を発送し再勧奨を行います。また、再勧奨でも応答のなかった方には、電話や家庭訪問にて再々勧奨を行う予定です。 15 ページをご覧ください 2) 第4期特定健康診査等実施計画については、計画に沿って進められています。特定健康診査は、健診受診者の出足が悪く、健診受診者数の伸びを心配しましたが、秋頃から受診者が増え始めました。現在、受診者数は回復してきている状況のため、年度末には、例年並みの受診率になる見込みです。近年暑さの影響が受診の出足が遅い傾向にあるため、対策を検討していく必要があると考えております。特定保健指導対象者は、積極的支援の方への支援期間を3か月にし、腹囲－2cm、体重－2Kgを目指し、結果が出やすい支援の取組に努めています。結果を返信する初回面接後、1カ月くらいに電話で状況の聞き取りと応援メッセージを伝えることで、行動の変化を継続できている印象があります。今後も、保健指導対象者が生活を振り返り、行動や習慣を変え継続していけるよう工夫していきたいと思っております。 16 ページをご覧ください。後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（後期高齢者会計保健事業）についてです。こちらでも計画に沿って進めることができます。今年度は中段にありますポピュレーションアプローチで、長寿推進課が行う一般介護事業の通いの場（筋ちゃん体操）で活動している介護予防推進員と筋ちゃん体操参加者に歯科衛生士と保健師がオーラルフレイルチェックと口腔ケアについて講座を実施しています。今年度長寿推進課と連携して事業を進められましたので、今

	後さらに展開を広げていくことができるよう取り組んでいきたいと思ひます 後期高齢者健診も特定健診と同様に健診受診者の出足が悪い状況でスタートしましたが、後期高齢者健診も9月に受診勧奨に取り組み、秋頃から受診者が増えました。また、医療機関が感染症等で込み合う11月以降は、掛川医療センター等での集団健診受診者数が増えています。今年度の健診受診状況等を見ながら、来年度の受診勧奨年齢や時期についても検討していきます。 説明は以上です。
鈴木課長 (司会)	ただ今、事務局から説明があった内容について、ご意見、ご質問などがありましたら、挙手にてお願いします。 それでは、本日の協議会の内容すべてが終了となりました。 皆様ありがとうございました。 最後に事務連絡をさせていただきます。 本日の出席手当につきましては、後日登録口座に振り込みでお支払いさせていただきます。 また、本日の諮問に対する協議会からの答申に基づいた令和8年度当初予算編成方針につきましては、協議会を開催ではなく、資料を皆様に郵送し、確認していただくとさせていただきたいと考えております。 したがって、本年度の協議会は、今回が最後となる予定ですが、この進め方でよろしいでしょうか。 ご意見がないようなので、事務連絡は、以上とさせていただきます。 それでは以上をもちまして、令和7年度第2回掛川市国保運営協議会を閉じさせていただきます。 相互に例をもって散会とさせていただきます。 恐れ入りますが、ご起立をお願いします。 ＝相互に礼＝ ありがとうございました。